

令和 6 年12月 4 日

第 4 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年12月4日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。よろしくお願い致します。

ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和6年第4回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

お早うございます。

もう12月という師走の月を迎えて、もう少しで今年も終わる。私共も皆様方におかれましても、今年1年のことを振り返っている時期に差しかかっているのかなと思っております。議員の皆様方には、日々、町民の皆様方の住民サービスの向上を図り、町民の皆様方の幸せの向上に向けての議員活動にご精励頂いていることだと拝察を致しております。

今日から、12月議会であります。私共の方から議案としては、16号議案まで提出をさせて頂いております。

どうか議員の皆様方には、忌憚のないご意見を頂戴致しまして、この12月議会が議員皆様方にとっても、また、私共にとっても有意義な議会となりますことを心から願って、冒頭のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願い致します。

議長（小川 保）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和6年第4回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第4回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、議会運営委員会で説明させて頂きましたとおり、議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、この4議案が提案されており、タブレットに掲載してありますので、ご報告致します。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番、兼若 幸一 君、13番、渡邊 美喜子 君を指名致します。よろしくお願い致します。

日程第2.会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、金井 浩三 君。

議会運営委員会委員長（金井 浩三）

会期の件でございますが、本日、12月4日より12月23日までの20日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（小川 保）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より12月23日までの20日間とし、日程については12月4日（水）本日ですが提案説明、5日（木）から10日（火）までは休会、11日（水）一般質問、12日（木）一般質問、13日（金）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、14日（土）15日（日）休会、16日（月）総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会の予備日、17日（火）から22日（日）休会、23日（月）議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が11名となっており、11日（水）は、通告順で1番から7番まで、12日（木）は、通告順で8番から11番までと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月23日までの20日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3.諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より例月現金出納検査執行状況報告を受けております。報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略を致します。続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4.議案第1号、専決処分の承認について（令和6年度多度津町一般会計補正予算（第3号））、議案第2号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第3号、多度津町役場駐車場条例の一部改正について、これを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

お早うございます。

議案第 1 号、専決処分の承認について（令和 6 年度多度津町一般会計補正予算（第 3 号））について提案説明を申し上げます。

令和 6 年 10 月 9 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度多度津町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、本定例会において報告し、議会の承認を求めるものです。

専決処分の内容としては、令和 6 年 10 月 9 日に衆議院が解散し、10 月 27 日に衆議院議員総選挙が執行されたことに伴う一般会計の補正予算です。

3 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 97 億 8,780 万円に歳入歳出それぞれ 1,850 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 98 億 630 万円とするものです。

さて、このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正は総務費となっています。歳入における増額補正は、県支出金となっています。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

14 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 1,850 万円の増額補正により 14 億 7,676 万 9,000 円に改めるもので、項 4. 選挙費、目 3. 選挙費の増額です。

続いて、歳入について説明します。

12 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は 1,850 万円の増額補正により 7 億 6,074 万 6,000 円に改めるもので、項 3. 県委託金、目 1. 総務費県委託金の増額です。

以上により、歳入歳出の予算総額 97 億 8,780 万円に 1,850 万円を追加し、98 億 630 万円に改めようとするものです。以上、専決処分の承認についての提案説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますよう、お願い致します。

続きまして議案第 2 号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和 6 年 6 月 7 日に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第 2 条に新たに第 8 項が追加される等の改正が行われました。これに伴い、該当する法律を引用する 4 件の条例の一部を改正する整理条例を制定しようとするものです。

それでは、1 ページの第1 条をご覧ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年多度津町条例第 31 号）の改正について、新旧対照表により説明します。特定個人情報を定義する第 2 条第 2 号について、第 2 条第 8 項を第 2 条第 9 項に改めます。これは、引用する法律が新規に項を追加したことにより、項がずれたことによるものです。個人番号利用事務実施者を定義する同条第 3 号については、第 2 条第 12 項を第 2 条第 13 項に改め、情報提供ネットワークシステムを定義する同条第 4 号については、第 2 条第 14 項を第 2 条第 15 項に改めます。

こちらにつきましても、引用する法律が新規に項を追加したことにより、項がずれたことによるものです。

続いて、2 ページの第 2 条をご覧ください。多度津町税条例（昭和 29 年多度津町条例第 13 号）の改正について、新旧対照表により説明します。第 36 条の 2 第 9 項、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 89 条第 2 項第 2 号及び第 131 条の 3 第 1 項第 1 号で引用する法人番号について定義する第 2 条第 15 項を第 2 条第 16 項に改めるものです。

こちらにつきましても、引用する法律が新規に項を追加したことにより、項がずれたことによるものです。

次に 6 ページの第 3 条をご覧ください。多度津町都市計画税条例（昭和 44 年多度津町条例第 36 号）の附則第 4 項第 1 号につきましても、引用する法律が新規に項を追加したことによる項のずれに対応するため、法人番号で定義する同条第 15 項を同条第 16 項に改めるものです。多度津町議会の個人番号の保護に関する条例（令和 5 年多度津町条例第 11 号）については、7 ページの第 4 条をご覧ください。新旧対照表により御説明します。第 2 条第 10 項につきまして、第 2 条第 8 項を第 2 条第 9 項に改め、第 12 条第 5 項の表中、第 38 条第 1 項第 1 号の行の第 2 条第 9 項を第 2 条第 10 項に改めるものです。こちらにつきましても、引用する法律が新規に項を追加したことにより、項がずれたことによるものです。

最後に 9 ページの本改正条例の附則として、この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に定める日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行すると施行期日を規定するものです。

以上、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

続きまして議案第 3 号、多度津町役場駐車場条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、多度津町役場及び多度津町地域交流センターの立体駐車場無料化の実証実験の結果、必要経費の縮減及び駐車場利用者の利便性が向上したことから、有料としていた役場駐車場の使用料を無料とする運用に改めるものです。

それでは、新旧対照表により説明します。

1 ページの第 1 条をご覧ください。第 1 条の下線部（以下「庁舎という。」及び（以下「センターという。」）については、この条以降で庁舎及びセンターが明記されていないことから削除するものです。第 3 条の供用時間については、午前 7 時を午前 8 時に、午後 10 時までを午後 9 時 30 分までに改めるものです。第 6 条で定める使用料については、「使用料」から「駐車場の使用料」に改め、また、「別表のとおり」を「無料」に改め、別表を削除するものです。使用料を無料にすることに伴い、使用料の納付を定める同条第 2 項並びに使用料の減免を定める第 7 条及び使用料の不還付等を定める第 8 条については削除するものです。第 10 条は利用者の禁止行為を明確にするため、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）を追加し、無料化することによって懸念される駐車場に自動車を長時間放置することを第 5 号として新たに追加するものです。また、第 5 項を新たに追加することにより項ずれしますので、同条第 5 項を第 6 項に改めています。

最後に 3 ページの本改正条例の附則として、第 1 項で公布の日から施行すると施行期日を規定し、第 2 項で改正後の第 6 条の規定は、施行の日以降に徴収すべき駐車場の使用料について適用すると経過措置を定めるものです。

以上、多度津町役場駐車場条例の一部改正についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い致します。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 5. 議案第 4 号、令和 6 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）を議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

議案第 4 号、令和 6 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）について提案説明を申し上げます。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 98 億 630 万円に歳入歳出それぞれ 2 億 7,210 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 7,840 万円とするものです。

第 2 条は、債務負担行為で、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

5 ページをお開き下さい。第 2 表、債務負担行為の補正に記載しているように振り仮

名通知サービス導入に係る通知書作成業務委託料、多度津町し尿収集運搬業務委託料について、それぞれの期間の債務負担行為を定めるものです。

第3条は地方債の補正です。

6 ページをお開き下さい。第3表、地方債の補正に記載しているように上水道費を2,940 万円に、火葬場整備事業を390 万円に、教育施設整備事業を5,150 万円に、社会教育施設整備事業を1,320 万円にそれぞれ補正するものです。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは総務費、民生費、教育費など、減額補正は農林水産業費となっています。

歳入における増額補正の主なものは、繰越金、諸収入、町債など。減額補正は使用料及び手数料となっています。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明致します。

28 ページをお開き下さい。款1. 議会費は89 万8 千円の増額補正により1 億1,214 万円に改めるもので、項1. 議会費、目1. 議会費の増額です。

30 ページをお開き下さい。款2. 総務費は7,055 万5 千円の増額補正により15 億4,732 万4 千円に改めるものです。項1. 総務管理費は6,406 万8 千円の増額で、内訳としては目1. 一般管理費3,889 万4 千円、目5. 財産管理費203 万円をそれぞれ増額、目6. 企画費690 万6 千円を減額、目10. 交通安全対策費5 万円、目12. 行政施策費3,000 万円をそれぞれ増額するものです。項2. 徴税費は380 万3 千円の増額で、内訳としては目1. 税務総務費110 万円、目2. 賦課徴収費270 万3 千円をそれぞれ増額するものです。項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費223 万4 千円の増額です。

32 ページをお開き下さい。項5. 統計調査費、目1. 統計調査総務費45 万円の増額です。

34 ページをお開き下さい。款3. 民生費は9,935 万6 千円の増額補正により35 億1,968 万2 千円に改めるものです。項1. 社会福祉費は6,254 万8 千円の増額で、内訳としては目1. 社会福祉総務費336 万円、目2. 国民年金費65 万円、目3. 老人福祉費152 万8 千円、目7. 障害者福祉費5,701 万円をそれぞれ増額するものです。項2. 児童福祉費は3,680 万8 千円の増額で、内訳としては目1. 児童福祉費2,051 万3 千円。

36 ページをお開き下さい。目2. 児童保育費101 万3 千円、目3. 母子福祉費298 万2 千円、目5. 乳幼児福祉費1,230 万円をそれぞれ増額するものです。

38 ページをお開き下さい。款4. 衛生費は1,633 万4 千円の増額補正により8 億6,659 万9 千円に改めるものです。項1. 保健衛生費は351 万5 千円の増額で、内訳としては目1. 保健衛生総務費477 万6 千円の増額、目2. 予防費121 万7 千円、目3. 衛生環境衛生費5 万円、目4. 火葬場費9 万9 千円をそれぞれ減額、目5. 環境保全費10 万5 千円を増額するものです。項2. 清掃費は158 万1 千円の減額で、内訳と

しては、40 ページをお開き下さい。目 2. し尿処理費を 7 万円増額、目 3. 塵芥処理費 165 万 1 千円の減額です。項 3. 上水道費、目 1. 上水道費 1,440 万円の増額です。42 ページをお開き下さい。款 5. 労働費は 6 万円の増額補正により 494 万 1 千円に改めるもので、項 1. 労働諸費、目 1. 労働諸費の増額です。

44 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 54 万 8 千円の減額補正により 3 億 1,218 万 6 千円に改めるものです。項 1. 農業費は 74 万 8 千円の減額で、内訳としては目 1. 農業委員会費 126 万 8 千円、目 2. 農業総務費 77 万 5 千円をそれぞれ増額、目 3. 農業振興費 319 万 1 千円を減額、目 5. 地籍調査費 40 万円を増額するものです。項 3. 水産業費、目 2. 漁港建設費 20 万円の増額です。

46 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 161 万 2 千円の増額補正により 1 億 2,891 万 9 千円に改めるもので、項 1. 商工費の増額です。内訳としては目 1. 商工総務費 50 万円、目 3. 観光費 111 万 2 千円をそれぞれ増額するものです。

48 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 236 万 7 千円の増額補正により 8 億 4,551 万 2 千円に改めるものです。項 1. 土木管理費、目 1. 土木総務費 15 万円の増額です。項 2. 道路橋梁費、目 1. 道路橋梁総務費 75 万円の増額です。項 3. 河川費、目 1. 河川総務費 110 万円の増額です。項 4. 港湾費、目 1. 港湾管理費 25 万円の増額です。項 5. 住宅費、目 1. 住宅管理費 11 万 7 千円の増額です。

50 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 817 万 5 千円の増額補正により 4 億 948 万 1 千円に改めるもので、項 1. 消防費、目 1. 常備消防費の増額です。

52 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 7,329 万 1 千円の増額補正により 12 億 8,798 万 4 千円に改めるものです。項 1. 教育総務費は 663 万 9 千円の増額で、内訳としては目 1. 教育委員会費 10 万円、目 2. 事務局費 653 万 9 千円をそれぞれ増額するものです。項 2. 小学校費、目 1. 学校管理費 350 万円の減額です。項 3. 中学校費は 4,050 万 4 千円の増額で、内訳としては目 1. 学校管理費 80 万円の減額、目 2. 教育振興費 30 万 4 千円、目 3. 学校建設費 4,100 万円をそれぞれ増額するものです。項 4. 幼稚園費。

54 ページをお開き下さい。目 1. 幼稚園費 847 万 9 千円の増額です。項 5. 社会教育費、目 1. 社会教育総務費 2,106 万 9 千円の増額です。項 6. 保健体育費、目 2. 学校給食費 10 万円の増額です。

続いて、歳入について説明します。

12 ページをお開き下さい。款 13. 使用料及び手数料は 250 万円の減額補正により 1 億 3,349 万 1 千円に改めるものです。項 2. 手数料、目 2. 衛生費手数料の減額です。

14 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 625 万 6 千円の増額補正により 13 億 277 万 8 千円に改めるものです。項 1. 国庫負担金の増額です。内訳としては目 1. 民生費国庫負担金 3,889 万 1 千円を増額、目 2. 衛生費国庫負担金 3,263 万 5 千円を減額するものです。

16 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は 2,443 万円の増額補正により 7 億 8,517 万 6 千円に改めるもので、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金 1,940 万 4 千円の増額です。項 2. 県補助金は 502 万 6 千円の増額で、内訳としては目 2. 民生費県補助金 411 万 6 千円、目 4. 農林水産業費県補助金 91 万円をそれぞれ増額するものです。

18 ページをお開き下さい。款 17. 寄附金は 140 万円の増額補正により 3 億 150 万 1 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額です。

20 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金は 550 万円の増額補正により 6 億 8,952 万円に改めるもので、項 2. 基金繰入金、目 14. 旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金繰入金 550 万円の増額です。

22 ページをお開き下さい。款 19. 繰越金は 1 億 506 万 3 千円の増額補正により 1 億 9,720 万 9 千円に改めるもので、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の総額です。

24 ページをお開き下さい。款 20. 諸収入は 6,665 万 1 千円の増額補正により 4 億 8,001 万 2 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額です。

26 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 6,530 万円の増額補正により 3 億 2,421 万 4 千円に改めるもので、項 1. 町債の増額です。内訳と致しましては目 2. 衛生債 1,430 万円、目 5. 教育債 5,100 万円をそれぞれ増額するものです。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 98 億 630 万円に 2 億 7,210 万円を追加し、100 億 7,840 万円に改めようとするものです。

以上、令和 6 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）についての提案説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 6. 議案第 5 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）、議案第 6 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）、議案第 7 号、令和 6 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）、これを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 5 号から議案第 7 号までの 3 議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第 5 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）についてご説明致します。

国 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 26 億 460 万円に歳入歳出それぞれ 190 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 650 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは人件費の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 111 万 8 千円の増額補正により 6,169 万 1 千円に改めようとするものでございます。人件費と消耗品費等の増額により項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費を 101 万 8 千円、通信運搬費の増額により項 2. 目 1. 徴税費を 10 万円、それぞれ増額するものです。款 6. 保健事業費は 30 万 5 千円の増額補正により 2,929 万円に改めようとするものでございます。

特定健診委託料の増額により項 1. 目 1. 特定健康診査等事業費を 3 万円、人件費と委託料等の増額により項 2. 目 1. 保健事業費を 27 万 5 千円、それぞれ増額するものです。款 9. 諸支出金は 47 万 7 千円の増額補正により 2,559 万 4 千円に改めようとするものでございます。

令和 5 年度特別調整交付金の返還金として、項 1. 償還金及び還付加算金、目 3. 償還金を 37 万 7 千円。直診会計の補填として、項 2. 繰出金、目 1. 直営診療所会計繰出金を 10 万円それぞれ増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

国 10 ページをお開き下さい。款 6. 繰入金は 121 万 8 千円の増額補正により 2 億 2,951 万 8 千円に改めようとするものでございます。項 1. 他会計繰入金のうち、目 1. 一般会計繰入金を 10 万円、目 2. 職員給与費等繰入金を 111 万 8 千円それぞれ増額するものです。款 7. 繰越金は 67 万 6 千円の増額補正により 7,218 万 9 千円に改めようとするものでございます。前年度の繰越金を予算化するもので、項 1. 目 1. 繰越金を 67 万 6 千円増額するものです。款 8. 諸収入は 6 千円の増額補正により 530 万 8 千円に改めようとするものでございます。令和 5 年度の特別交付金の特定健診追加交付として、項 5. 目 5. 雑入を 6 千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 190 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 650 万円とするものでございます。

次に議案第 6 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）について、ご説明致します。

直 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 3,120 万円に歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,130 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出は人件費の増額であります。

一方、歳入は繰入金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 10 万円の増額補正により 2,666 万 7 千円に改めようとするものでございます。人件費の増額により、項 1. 施設管理費、目

1. 一般管理費を 10 万円増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

直 10 ページをお開き下さい。款 3. 繰入金は 10 万円の増額補正により 2,160 万円に改めようとするものでございます。項 1. 他会計繰入金、目 1. 国保会計繰入金を 10 万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 10 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,130 万円とするものでございます。

次に議案第 7 号、令和 6 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）についてご説明致します。

介 1 ページをお開き下さい。今回の補正は、第 1 条において既定の歳入歳出予算の総額 26 億 4,310 万円に歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 4,340 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、人件費の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明致します。

介 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 22 万 4 千円の増額補正により 5,420 万 9 千円に改めようとするものでございます。人件費及び国保連合会共同電算処理手数料等の増額により項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費を 22 万 4 千円増額するものです。款 5. 地域支援事業費は 9 万 9 千円の増額補正により 1 億 4,721 万 4 千円に改めようとするものでございます。人件費の増額により、項 2. 目 1. 包括的支援事業・任意事業費を 9 万 9 千円増額するものです。款 6. 基金積立金は 2 万 3 千円の減額補正により 5,091 万円に改めようとするものでございます。地域支援事業費の増額に伴い、保険料の積立金を減額するもので、項 1. 基金積立金、目 1. 介護保険財政調整基金積立金を 2 万 3 千円減額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

介 10 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金は 3 万 8 千円の増額補正により 5 億 6,581 万 9 千円に改めようとするものでございます。項 2. 国庫補助金、目 3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を 3 万 8 千円増額するものです。款 5. 県支出金は 1 万 9 千円の増額補正により 3 億 5,446 万 6 千円に改めようとするものでございます。項 2. 県費補助金、目 2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を 1 万 9 千円増額するものです。款 8. 繰入金は 24 万 3 千円の増額補正により 3 億 8,709 万 3 千円に改めようとするものでございます。項 1. 一般会計繰入金のうち、目 3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）を 1 万 9 千円、目 4. その他一般会計繰入金を 22 万 4 千円それぞれ増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 30 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 4,340 万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 5 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）、議案第 6 号、令和 6 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）及び議案第 7 号、令和 6 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）の 3 議案を一括して提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 8 号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

議案第 8 号、工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

件名は、令和 6 年度多度津中学校体育館空調機器設置工事です。

工事場所は、多度津町本通 2 丁目です。

契約方法は制限付一般競争入札によるもので、応札業者は 5 社でした。

契約金額は 7,535 万円で、そのうち消費税額等は 685 万円です。

なお、請負比率は 73.65%でした。

工事請負人は香川県高松市茜町 20—14、新英工業株式会社、代表取締役、鈴木 英敬です。

また、参考資料として 2 ページに工事請負契約書及び附帯条件、3 ページに契約保証金納付書、4 ページに位置図を添付しています。

工事の概要としては、停電対応型のガスヒートポンプエアコンを体育館アリーナに室内機 10 台、体育館東側に室外機 5 台及び停電時に使用するガスボンベ置場を室外機置場に隣接して整備するものです。

なお、工期については、令和 7 年 10 月 31 日までとしています。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、議案第 8 号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 9 号、町道路線の認定について、議案第 10 号、新たに生じた土地の確認について、議案第 11 号、字の区域の変更についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 9 号、議案第 10 号及び議案第 11 号について一括にて提案説明を申し上げます。

はじめに議案第 9 号、町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。今回、認定する路線名は町道 443 号線でございます。

路線の起終点につきましては、起点を多度津町大字南鴨字糺 296 番 13 地先、終点を多度津町大字南鴨字糺 296 番 8 地先までの延長 99m、幅員 6 mとするもので、終点が町道に接する区間を町道認定するものです。

参考資料として 2 ページに路線認定箇所図を添付しております。

以上の内容のものを道路法第 8 条第 2 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

次に議案第 10 号、新たに生じた土地の確認について提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。今回、新たに生じた土地については、令和 3 年度から令和 5 年度に整備致しました高見港船揚場等の施工に伴い、公有水面を埋立てたもので、場所は 2 工区で、1 工区は香川県仲多度郡多度津町高見字六社通 1,556 番 3 及び 1,556 番 2 に接する道に接する公共空地の地先公有水面の埋立て地 1,688.35 平方メートル。2 工区は香川県仲多度郡多度津町高見字六社通 1,657 番 8 及び 1,657 番 5、1,657 番 6、1,657 番 7、1,657 番 2、1,657 番 12 に接する無番地及び 1,657 番、1,657 番 9、1,657 番 8 に接する公共空地の地先公有水面の埋立て地 383.76 平方メートルです。1 工区と 2 工区を合わせた 2,072.11 平方メートルの新たな土地が生じたことにより、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認について、議会の議決を求めるものです。

参考資料として、2 ページに平面図を添付しております。赤色の斜線部が新たに生じた土地となります。

次に議案第 11 号、字の区域の変更について提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。この度の字の区域の変更については、先ほど議案第 10 号で提案説明を致しました新たに生じた土地を香川県仲多度郡多度津町高見字六社通に編入することについて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域の変更について、議会の議決を求めるものです。

参考資料として、2 ページに平面図を添付しております。

以上、簡単ではございますが、議案第 9 号、町道路線の認定について、議案第 10 号、新たに生じた土地の確認について、議案第 11 号、字の区域の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第12号、字の区域の変更についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。産業課長、植松 君。

産業課長（植松 肇）

議案第12号、字の区域の変更について提案説明を申し上げます。

国土調査法に基づく地籍調査は、本町では平成22年度より現地立会を開始しております。令和5年の堀江及び家中地区、令和元年の三井地区、令和6年の本通地区で実施した現場立会などを受け、その土地の字界変更について協議、検討が行われた結果、それぞれの字区域を別図1・2・3・4のとおりに変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

参考と致しまして、別図をそれぞれ添付させて頂いております。

以上、議案第12号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い致します。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩と致します。議場内の時計で10時20分から開始を致します。

よろしくお願い致します。

休憩 午前10時2分

再開 午前10時20分

議長（小川 保）

休憩前に引き続きまして、会議を再開致します。

日程第10. 議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山下 君。

町長公室長（山下 佐千子）

議案第13号から議案第16号までの提案説明を一括して申し上げます。

議案第13号から議案第16号までの改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が去る11月29日に勧告どおり閣議決定され、可決・公布されました。

本町におきましても他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものです。

改正の主な内容につきましては、議案第13号では「議会議員の期末手当」について、議案第14号では「特別職の職員の期末手当」について、議案第15号では「教育長の期末手当」について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.1箇月分引き上げようとするものです。

議案第16号では「一般職員の給与」について、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で3.61%引き上げるとともに、期末手当、勤勉手当について、それぞれ支給月数を年間0.05箇月分引き上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.6箇月とすることとし、これらの改正措置を令和6年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは、議案第13号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和6年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の167.5に引き上げ分100分の10をプラスし100分の177.5に改め、既に支給されている6月期分100分の167.5と合わせて、年間支給割合を100分の345とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和7年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振り、6月期は100分の167.5から172.5に、第1条で改正しました12月期を100分の177.5から172.5とし、年間支給割合は、令和6年度と同様の100分の345とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和6年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の167.5に引き上げ分100分の10をプラスし100分の177.5に改め、既に支給されている6月期分100分の167.5と合わせて、年間支給割合を100分の345とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和7年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振り、6月期は100分の167.5から172.5に、第1条で改正しました12月期を100分の177.5から172.5とし、年間支給割合は令和6年度と同様の100分の345とするものです。

2 ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第 1 項において施行期日、第 2 項で第 1 条の適用日、第 3 項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第 1 条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。第 1 条関係でございますが、令和 6 年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の167.5に、引き上げ分100分の10をプラスし100分の177.5に改め、既に支給されている 6 月期分100分の167.5と合わせて、年間支給割合を100分の345とするものでございます。

1 ページ下段から 2 ページ上段をご覧ください。第 2 条関係でございますが、令和 7 年度以降の期末手当の年間支給割合について、6 月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振り、6 月期は100分の167.5から172.5に、第 1 条で改正しました12月期を100分の177.5から172.5とし、年間支給割合は令和 6 年度と同様の100分の345とするものです。

2 ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第 1 項において施行期日、第 2 項で第 1 条の適用日、第 3 項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第 1 条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1 ページから 2 ページをご覧ください。期末手当の改正でございます。第19条第 2 項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和 6 年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の122.5に引き上げ分100分の5をプラスし100分の127.5に改め、既に支給されている 6 月期分100分の122.5と合わせて、年間支給割合を100分の250とするものでございます。

第19条第 3 項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和 6 年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の68.75に引き上げ分100分の2.5をプラスし100分の71.25に改め、既に支給されている 6 月期分100分の68.75と合わせて、年間支給割合を100分の140とするものでございます。

2 ページ中段から 3 ページをご覧ください。勤勉手当の改正でございます。

第20条第 2 項第 1 号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和 6 年12月期の勤勉手当について、現行の支給割合100分の102.5に引き上げ分100分の5をプラスし100分の107.5に改め、既に支給されている 6 月期分100分の102.5と合わせて、年間支給割合を100分の210とするものでございます。

第20条第 2 項第 2 号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和 6 年12月期の勤勉

手当について、現行の支給割合100分の48.75に引き上げ分100分の2.5をプラスし、100分の51.25に改め、既に支給されている6月期分100分の48.75と合わせて、年間支給割合を100分の100とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、4ページ上段から8ページまでにあります別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。全ての号給について、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ3,050円から25,300円の引き上げとなっております。

続きまして、第2条関係です。

期末手当と勤勉手当の6月期と12月期の支給割合の改正でございます。

年間支給割合については、変更ありませんが、6月期と12月期の支給割合を改正するものでございます。

9ページから11ページ上段をご覧ください。第19条第2項の改正は、定年前三任用短時間勤務職員以外の職員の令和7年度以降の期末手当の年間支給割合を、第1条で改正しました6月期100分の122.5、12月期100分の127.5から6月期と12月期に100分の125ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和6年度と同様の100分の250とするものです。第19条第3項の改正は、定年前三任用短時間勤務職員の令和7年度以降の期末手当の年間支給割合を、第1条で改正しました6月期100分の68.75、12月期100分の71.25から6月期と12月期に100分の70ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和6年度と同様の100分の140とするものです。

第20条第2項第1号の改正は、定年前三任用短時間勤務職員以外の職員の令和7年度以降の勤勉手当の年間支給割合を、第1条で改正しました6月期100分の102.5、12月期100分の107.5から6月期と12月期に100分の105ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和6年度と同様の100分の210とするものです。

第20条第2項第2号の改正は、定年前三任用短時間勤務職員の令和7年度以降の勤勉手当の年間支給割合を、第1条で改正しました6月期100分の48.75、12月期100分の51.25から6月期と12月期に100分の50ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和6年度と同様の100分の100とするものです。

11ページをご覧ください。附則と致しまして第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で第1条の規定による改正前の条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこと、第4項で適用者の在職基準日、第5項でこの条例の施行に関し、必要事項は規則で定めることとしています。以上、簡単ではございますが、議案第13号から議案第16号までの4議案の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期するため、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から第8号及び第13号から第16号の12議案を総務教育常任委員会に、議案第9号から第12号の4議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、12議案を会期中の総務教育常任委員会に、4議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて、散会を致します。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご苦勞様でした。

散会致します。

散会 午前10時37分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 6 年 12 月 4 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長補佐

書 記